

「岩見沢赤電保存会」 運営規約

第1条 (会の目的)

本会の目的は、岩見沢市栗沢町上幌に保存された「711 赤い電車」を末永く良好な状態で維持、管理するとともに、地域活動の場としての役割を担う施設として保存運営していくを通し、歴史的、文化的に貴重な車両を後世に残し、北海道の鉄道車両の歴史継承、並びに過去、鉄道の街岩見沢として歩んできた地域アイデンティティの復権に寄与する。

第2条 (名称)

本会の名称を、以下のとおりとする。
岩見沢赤電保存会

第3条 (設立日)

本会の設立日を以下のとおりとする。
2016年10月14日

第4条 (事務所所在地)

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の所在地とする。
岩見沢市栗沢町上幌2203番地 株式会社道下産地内

第5条 (会員)

この会は、第1条に係わる関係者をもって会員とする。

第6条 (世話役会)

この会に世話役会として、以下の役割を設ける。
代表1名、副代表1名、会計1名、事務局長1名、事務局次長1名、世話役会員若干名

第7条 (代表)

保存会を代表し、円滑な運営に努める職務を遂行する。

第8条 (運営)

本会は、第1条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第9条 (規約改正)

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

附則

この規約は、「岩見沢赤電保存会」設立日である2016年10月14日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

岩見沢赤電保存会会長 平野 義文